

平成20年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年12月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年12月9日 9時29分			議長	坂口久信
	散会	平成20年12月9日 10時04分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣	2番	山口 巖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	松本 太		針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年12月9日（火）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 議案第83号～議案第100号
町長の提案理由の説明

（追加日程）

- 日程第5 決議第1号 暴力団追放に関する決議について

午前9時29分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成20年12月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全員御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成20年第5回太良町議会定例会第4回を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらんください。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として12番木下君、1番所賀君、2番山口巖君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらんください。本会期案につきましては、去る12月3日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から12月17日までの9日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり本日から12月17日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について。

まず、議長より報告をいたします。

会議規則第116条の規定により、9月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集4ページの報告書のとおりです。

次に、去る11月19日、東京のNHKホールにおいて開催された第52回町村議会議長全国大会に出席してまいりました。

「真の分権型社会の創造をめざして」のテーマで開催された今大会では、真に地域を再生するには、基礎となる町村が地方分権化の中で、自治能力を高め、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要であるとの認識のもと、まず「町村の危機的状況を乗り越え、真の分権型社会を創造するため、果敢に行動していくことをここに誓う」との宣言がなされ、「地方分権改革の実現」や「町村税財源の確保」「町村議会の活性化」「農林水産振興対策の強化」など13項目の決議と「分権型社会の実現に関する特別決議」と「町村税財源の充実強化に関する特別決議」の2つの特別決議が、そして「地方分権改革の実現に関すること」など23の要望事項が、満場一致で採択されました。

なお、各地区要望事項には、九州地方における交通網の整備促進に関する要望として、有明海沿岸道路、西九州自動車道路等の建設促進、九州新幹線西九州ルート建設促進等が含まれております。

以上、簡略に報告いたしました。本大会の宣言文等、お手元に資料を配付しておりますので、後ほどごらんください。

次に、町長より行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。

それでは、諸報告を申し上げます。

11月25日から上京いたし、全国町村長大会を含め、5つの大会等に参加をしたことを御報告いたします。

全国町村長大会では、「新たな中央集権体制を生み出すことになりかねない」として道州制に対する反対の特別決議、町村が自主的、主体的にさまざまな施策を展開できるよう、地方交付税を初めとする必要な財源の復元、増額を国に求めるなど、7項目の決議を採択しました。

まず1つ目が、地方交付税の持つ財源調整、財源保障機能を堅持するとともに、三位一体改革において削減された地方交付税総額を復元、増額すること。

2つ目に、町村が自主的、主体的な地域づくりを進めるための安定的な財政運営を行えるよう、税源移譲を進め、偏在性の少ない地方税体制を構築すること。

3つ目に、現行の特別措置法が失効する平成22年4月以降においても、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化するため、新たな過疎対策法を制定すること。

4つ目に、危機的状況にある農林漁業の再生と食料自給率の向上を図り、総合的な農山漁村対策を推進すること。

5つ目に、少子高齢化の進行に対応した医療、保健、福祉施策を強力に推進すること。

6つ目に、町村の道路財源充実強化のため、国税、地方税ともに、暫定税率分を含めた現行税率を維持した上で、町村に対するこれまで以上の配分枠を確保すること。

7つ目に、市町村合併はいかなる形であれ強制しないこと。いわゆる特例町村制の導入をやめ、町村がその多様性に応じ自主的、自律的に活力と魅力ある地域づくりができるよう、地方分権を推進すること。

以上、7項目を決議し、全国の町村長が意を新たにして決意を示したところでございます。

また、全国治水砂防促進大会、水産業振興、漁村活性化推進大会、国保制度改善強化全国大会、簡易水道整備促進全国大会等に出席をし、各種要望の実現に向けて意思統一をしたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（坂口久信君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の議案第83号から議案第100号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さん、改めましておはようございます。平成20年第4回定例議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、議案第83号から議案第100号まで、順を追って提案理由を説明させていただきます。

まず議案第83号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成20年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、漁業センサス調査等に係る歳入歳出予算額の補正について、去る10月15日付で地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正

予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページをごらんください。

指定統計調査である漁業センサス調査等の調査員報酬、事務補助賃金、普通旅費、消耗品費の各費目について、総額287千円の増額補正を行っております。

また、その財源としては、普通交付税と各調査に係る委託金により充当をいたしております。

今回の専決による補正により、平成20年度太良町一般会計予算の総額は、歳入歳出とも4,721,627千円となっております。

次に、議案第84号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方自治法及び民法の整備等に関する法律が、平成18年6月2日に公布され、その施行期日が平成20年12月1日となることに伴い、太良町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたので、緊急を要する事項について、平成20年11月26日付で地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分を行ったので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容は、引用条文の一部を改めるものであります。

次に、議案第85号は、太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、太良町職員の自己啓発等休業に関する条例を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成20年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法において、所得税の寄附金控除の対象法人、団体の中から、都道府県市町村が条例で定めるものを個人住民税の寄附金控除の対象に追加する旨の改正が行われたため、町税条例において対象法人、団体を規定するものであります。

個人町、県民税は、一括して課税されますので、町が指定する法人、団体は、県が指定した個人県民税の寄附金控除対象法人、団体と同一といたしております。

指定する対象法人、団体は、佐賀県内に事業所を有する公益的法人及び県知事が特に認める公益的法人で、具体的には学校法人や社会福祉法人などが対象になります。

寄附金控除の適用対象額は5千円以上で、控除対象限度額は総所得金額等の30%です。税額控除額は、寄附金の5千円を超える部分の6%で、町民税所得割額から控除されます。なお、県民税税額控除額は4%です。

平成20年1月1日以降の寄附が対象となり、平成21年度の住民税から適用されます。

以上、改正を行うものでございます。

次に、議案第87号は、太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、産科医療保障制度に加入している医療機関等で分娩した場合の出産育児一時金の支給額を350千円から380千円に引き上げるもので、平成21年1月1日から施行する条例の改正であります。

次に、議案第88号から議案第92号までは、指定管理者の指定についての関連議案であります。

指定管理者制度導入に伴い、太良町公の施設について、太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定により、候補者として、それぞれ次の者を選定いたしました。

1番目の施設の名称は、自然休養村管理センター、野外音楽堂、野球場、テニスコート、屋内プール、町民体育センター、道越環境広場、健康広場ゲートボール場、B & G運動広場、B & G海洋センター体育館、B & G海洋センター第2体育館、弓道場の社会教育施設等の12施設で、指定する団体の名称は、太良美装です。

2番目の施設の名称は、太良町活性化センターで、指定する団体の名称は、特定非営利活動法人たらふく館です。

3番目の施設の名称は、太良町特産品等展示飲食施設たらふく館別館で、指定する団体の名称は、特定非営利活動法人たらふく館です。

4番目の施設の名称は、太良町特産品等展示飲食施設漁師の館で、指定する団体の名称は、漁師の館運営協議会です。

5番目の施設の名称は、太良町中山キャンプ場で、指定する団体の名称は太良美装です。

なお、指定の期間は社会教育施設と中山キャンプ場の2施設が、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間で、たらふく館別館及び活性化センターの2施設が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間、漁師の館は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間となっております。

公の施設の指定管理者の指定を行うことに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

次に、議案第93号から議案第95号までは、町道の認定についてであります。

今回、町道の認定を提案している路線は、土地改良事業で道路整備を行うため、町道の廃止を行っていた3路線について、町道に再認定するものであります。

それでは、順を追って御説明いたします。

議案第93号は、団体営土地改良総合整備事業による圃場整備区域内の町道伊福中央線を建てかえるために、平成7年9月議会及び平成8年12月議会において、それぞれ路線の一部廃

止の議決をいただき、町道の廃止を行っていたものでございます。

議案第94号は、県営中山間地域総合整備事業により、町道片峰峠線の改良を実施するために、平成16年12月議会において、路線の全部廃止の議決をいただき、町道の廃止を行っていたものでございます。

議案第95号は、県営中山間地域総合整備事業により、町道中畑青木平線の改良を実施するために、平成14年3月議会において、路線の一部廃止の議決をいただき、町道の廃止を行っていたものであります。

次に、議案第96号は、町道の廃止についてであります。

本案は、町道水下線にかかるJR長崎本線の跨線橋の撤去により、路線が分断され、町道としての機能が失われたために廃止するものでございます。

次に、議案第97号は、平成20年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてであります。平成20年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,829,156千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 平成20年度太良町一般会計予算。

第2条「第2表 地方債」表中、「公営企業金融公庫資金」を「地方公営企業等金融機構資金」と改める。

第2項 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

予算書の16ページをごらんください。

企画財政管理費の備品購入費2,166千円は、L G W A Nサービス提供設備の更新に係る経費でございます。

電子計算費の電算システム改修委託料2,415千円は、住民税公的年金特別徴収対策業務と住基ネットの各システム改修に要する経費の追加補正であります。

公共施設整備基金費の積立金92,765千円は、財源調整による積み立てであります。

次のページをごらんください。

心身障害者福祉総務費の障害者自立支援給付費6,500千円は、今後所要額の見込みにより補正をいたしております。

18ページをごらんください。

保健衛生総務費の消耗品費4,993千円は、新型インフルエンザ対策用消耗品で、対策本部

従事者の科学防護服や役場庁舎内従事者用マスク、その他消毒薬品などの購入費でございます。

次のページをごらんください。

特産地づくり推進費の負担金補助及び交付金4,320千円の減額補正では、県単独事業である省資源型施設園芸確立緊急対策事業の申請の一部を、国庫事業である強い農業づくり交付金事業に変更し、町と事業者の負担軽減を図っております。

20ページをごらんください。

商工総務費の負担金補助及び交付金488千円の減額補正は、廃止路線代替バス運行費補助金301千円の増額と生活交道路線維持費補助金の789千円の減額補正によるもので、それぞれ事業費の確定による補正であります。

道の駅整備事業費の情報配信システム整備委託料207千円の減額と複合施設（たらふく館別館）整備事業設計監理委託料2,056千円の減額は、入札減によるものであります。

工事請負費3,080千円の増額補正は、たらふく館別館新築工事や道の駅たらの消火栓新設工事に係る補正で、委託料の入札減による予算の組み替え等を行っております。

22ページをごらんください。

道路新設改良費の委託料から工事請負費への7,200千円の予算組み替えは、道整備交付金事業に係る補正で、道整備交付金事業測量設計用地測量委託料等の入札減による財源を工事請負費等に組み替えて、事業の進捗を図るものであります。

23ページをごらんください。

小学校費、学校管理費の委託料970千円は、来年3月の中尾分校閉校における記念誌作成や記念式典等の費用であります。

次のページをごらんください。

学校給食費の682千円の財源組み替えは、佐賀県牛乳普及協会の補助金支給が決定したことによる組み替えであります。

次に、地方債の補正について説明をいたします。

6ページをごらんください。

地方債の変更は、道整備交付金の事業に対する県支出金が増額になったことによる起債額の減額と臨時財政対策債の額の確定に伴う起債額の補正であります。

また、ことし10月1日に公営企業金融公庫が地方公営企業等金融機構へと名称が変更されたことに伴い、字句の変更を行っております。

次に歳入について御説明いたします。

12ページをごらんください。

国庫負担金や国庫補助金、県負担金、13ページの県補助金や県委託金、14ページの地域福祉基金利子、15ページの雑入で、県証紙売払収入などを各事業の歳出補正額の特定財源とし

て充当いたしております。

その他の歳入では、普通交付税の額の確定や財源調整による基金繰入金の減額補正などを行っております。

次に、議案第98号は、平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

それでは、歳入について御説明をいたします。

6ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金7,480千円、国庫補助金の財政調整交付金1,980千円及び県補助金の財政調整交付金1,320千円、基金繰入金の10,000千円の追加は、一般被保険者高額療養費負担金の支出額の決算見込み額に伴うものであります。

次に、歳出について説明いたします。

7ページをごらんください。

保険給付費の一般被保険者高額療養費負担金の22,000千円の追加は、支出額の決算見込みに伴うものであります。

予備費の1,220千円の減額は、国庫負担金、国庫補助金及び県補助金等の予算の調整であります。

次に、議案第99号は、平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

4ページをごらんください。

事業外費用219千円の増額補正は、消費税確定申告による補正でございます。

なお、財源につきましては、予備費を減額し、調整をいたしております。

次に、議案第100号は、平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

3ページをごらんください。

医業費用、給与費の各補正は、精算見込みによるものであります。この中で、看護師手当等の10,096千円の増額補正は、看護師嘱託職員の退職手当事務負担金であります。

4ページをごらんください。

材料費、診療材料費7,600千円の増額補正は、整形外科の手術増加に伴うものであります。経費の報償費600千円の増額補正は、佐賀大学からの手術応援の増加によるものであります。

消耗品費1,891千円の増額補正は、新型インフルエンザが発生した場合、これに対応する医師、看護師等が装着するマスク、ゴーグル、ガウン等の購入費であります。

賃借料1,200千円の増額補正は、在宅酸素を利用する患者がふえたことによるものであります。

5 ページをごらんください。

訪問看護ステーション事業費用、給与費の増額補正は、アドバイザー事業での指摘に基づき、准看護師を外来担当から訪問看護ステーションへ異動させたことによるものでございます。

居宅介護支援事業及び通所リハビリテーション事業費用の各補正は、精算見込みによるものでございます。

これらの財源といたしましては、予備費で対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第5 決議第1号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 決議第1号 暴力団追放に関する決議についてを議題といたします。

事務局長に決議案を朗読させます。

○議会事務局長（松本 太君）

〔決議案朗読〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。決議第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

決議第1号 暴力団追放に関する決議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、決議案は原案どおり可決されました。

これをもって、本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時4分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 嚴